

- 第1条 本会は、根研究会（Japanese Society for Root Research, JSRR）と称する。
- 第2条 本会は、植物の根（その他の地下器官を含む、以下同様）およびこれを取り巻く環境に関する学術を発展させるとともに、同学の士の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条で規定した目的を達成するために、つぎの事業を行なう。1. 研究集会・シンポジウムその他の会合の開催、2. 会誌の刊行、3. 根研究会賞の授与、4. 国際交流の推進、5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会の会員は、個人会員および団体会員とする。個人会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人、団体会員は同じく本会の趣旨に賛同して入会した団体または機関とする。
- 第5条 本会に入会しようとする場合は、氏名、所属、連絡先、その他の必要事項を明記した文書に、会費を添えて本会に申し込むものとする。また、本会を退会しようとする場合は、その旨を文書で本会に連絡しなければならない。
- 第6条 会員は、下記の年会費を前納しなければならない。1. 個人会員2000円、2. 団体会員7000円。但し、1月をもって年度の始まりとする。長期に渡り、会費を滞納した場合は、退会扱いにすることがある。
- 第7条 本会に、つぎの役員をおく。会長1名、副会長1名、監査1名、評議員若干名、事務局長1名。
- 第8条 会長は、その他の役員と協議しながら会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときや長期に渡り不在となる場合に、その代理を務める。監査は、会務を監査する。評議員は、重要な会務を審議し、執行する。
- 第9条 会長は個人会員の投票により、個人会員の中から選出する。選出方法の詳細は別に、これを定める。副会長、監査、評議員および事務局長は、個人会員の中から会長が委嘱する。
- 第10条 役員の内任期は、2年とする。会長、副会長、監査は連続して5年

以上は重任できない。

第11条 第3条で規定した事業を遂行するために、重要な事業については、それぞれ委員（および委員長）をおく。委員（および委員長）は、会長が委嘱する。

以上

根研究会学術賞規定（案）

1. 本会は、会則第3条に基づき、本規定を定める。
2. 本会は、植物の根（その他の地下器官を含む、以下同様）およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与したものに対して根研究会賞を贈り、これを表彰する。
3. 根研究会賞としては、根研究会学術功労賞、根研究会学術奨励賞、根研究会学術論文賞、および根研究会学術特別賞をおく。根研究会学術功労賞および根研究会学術奨励賞は、植物の根およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与した根研究会会員の研究を対象とする（すでに原著論文として発表されたもので、少なくともその一部が、根研究会の研究集会・シンポジウムなどの会合、あるいは会誌で紹介されていること）。根研究会学術論文賞は、植物の根およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与した根研究会会員の論文を対象とする。発表媒体や発表形態（例えば、原著論文であるか総説であるか）を問わない。根研究会学術特別賞は、植物の根およびこれを取り巻く環境に関する学術の発展に寄与した業績を対象とする。会員であるかどうか、また業績の形態（例えば、出版物かどうか）を問わない。
4. 根研究会賞はいずれも、会員から推薦のあった対象について、評議員が審議し、その結果を踏まえて、会長および副会長が協議して決定を行なう。ただし、現職の会長および副会長は推薦をすること、および推薦を受けることができない。なお、各会員が1年間に推薦できるのは、それぞれの部門について1件とする。

以上